

第 2 期 障害福祉計画における自立支援協議会に関する記載事項 **抜粋****推進プラン2 相談支援体制の充実**

(2) 地域自立支援協議会の充実		
<p>障害者の地域自立生活の実現のためには、サービス事業所をはじめ、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、さらには権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくり、障害者を地域で支えていくことが重要です。そのため、地域自立支援協議会が、ネットワークの中核としての役割を担います。また、地域自立支援協議会のもとに設置する専門部会の充実を図り、障害者本人の視点に基づく相談支援のあり方を検討するとともに、不足している社会資源を検証し、施策の充実につなげていきます。</p>	19年度から 設置・運営	充実

**推進プラン4 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進**

(3) 地域移行支援体制の強化		
<p>地域自立支援協議会の中に設置する地域移行促進部会において、地域移行の実例の検証や課題整理を行うとともに、関係機関とのネットワークの構築を図るなど、地域移行支援体制を強化していきます。また、地域での主な移行先となるグループホームやケアホームの整備を進めていきます。</p>	実施	充実

**推進プラン7 安全安心な地域生活の確保**

(5) 障害者の虐待防止、権利擁護の仕組みづくり		
<p>障害者に対する虐待・暴力や経済的被害などに関しては、潜在化する場合が多々あります。自立生活支援センター、成年後見センターや福祉事務所などとの連携体制を強化するとともに、対応した事例を地域自立支援協議会の相談支援部会で検証し、虐待防止や権利擁護につなげる仕組みをつくります。</p>	—	実施・充実

**推進プラン10 社会参加の促進**

(4) 障害当事者の区政への参加		
<p>障害者が、直面する課題や社会環境の状況を区民に公表し理解を得る機会として、障害者区議会などを開催します。また、障害者福祉推進協議会や自立支援協議会をはじめ、障害者が一市民として協議会などへ参加し発言できる環境を推進するなど、ノーマライゼーション理念の定着拡大を図ります。</p>	実施	充実